

「令和6年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査（JCM実現可能性調査）」（経済産業省事業）
に係る企画提案 Q&A（公募説明会での質問）

2024年4月24日作成

No	質問事項	回答
X-1	再委託の割合が50%を超える場合に理由書が必要となることであるが、海外の子会社が日本本社と共同提案する場合に、海外子会社は再委託の扱いになるのか、日本本社の一部の扱いとなるのか。	共同提案者は再委託扱いとなります。
X-2	NEDOの国際実証事業を現在実施しているが、国が異なるのであれば本JCM FSにも応募できると考えてよいか。	同じ調査内容で応募いただくことはできません。同じ技術であっても国の環境が異なるために新たな課題が発生するなど、調査内容が異なると認められる場合には応募が可能です。具体的には提案の内容やNEDOの国際実証事業の内容も確認した上で判断します。
X-3	共同提案者でない再委託先や外注先について、共同提案者と同様に見積内訳を提出する必要があるか。	共同提案者の場合は、所定の見積書テンプレートのフォーマットを使用して提出いただきますが、その他の再委託先や外注先につきましては、所定のフォーマットに記載する必要はなく、再委託・外注先から入手されました見積書をご提出いただくことも可能です。

※公募説明会で質問頂いた上記以外の質問については、既存のQ & Aにて類似質問と回答をお示ししているため省略しています。